

介護保険システム等標準化検討会（第3回）

令和7年9月26日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 (第3回)

令和7年度に検討を要する主な論点
(事務局案)

令和7年9月26日
事務局提出資料

1. 令和7年度に検討を要する主な論点について

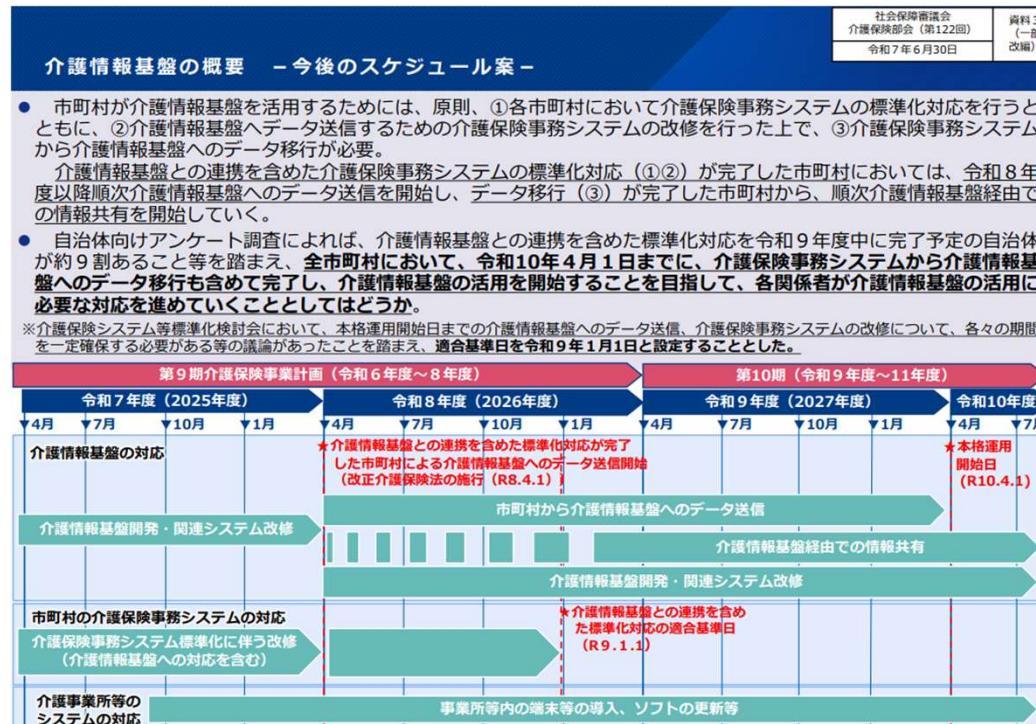
- 標準仕様書第5.0版を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下です。

No	検討事項	見直し契機	関連個所	改定予定時期
1	介護分野におけるDXの推進への対応 (介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書の改版や事務内容等を踏まえた対応 等)	制度改正	2頁	
2	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定)における所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ(55万円を65万円に引き上げ)に伴う対応 ※ 令和8年度分以後の個人住民税について適用	制度改正	3頁	令和8年1月
3	高額合算自動償還への対応 (事務内容、国保連合会との連携に関するインターフェース仕様等の変更に伴う対応)	制度改正	4頁	

- ・令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応として、追加される事務手続きについて国がプリセットの対応を行うことにより、帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。
- ・上記の他に、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しも予定しています。

2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応」として、介護保険部会での議論や公開される情報等を踏まえ、2026年度(令和8年度)からの全国実施に向け、標準仕様書へ必要な反映を行い、改定する予定です。



【出典】令和7年度 第1回 介護情報基盤に係る自治体説明会（令和7年9月2日～3日）

介護情報基盤に関する資料等

- 令和7年度第1回 介護情報基盤に係る自治体説明会
 - 市町村向け（令和7年9月2日開催）
[PDF 【資料】介護情報基盤に係る自治体説明会 市町村向け \[3.1MB\]](#)
 - 広域連合・一部事務組合向け（令和7年9月3日開催）
[PDF 【資料】介護情報基盤に係る自治体説明会 広域連合・一部事務組合向け \[3.2MB\]](#)

（掲載先）[介護情報基盤について | 厚生労働省](#)

トップ > 行政情報 > 高齢・介護 > 情報化・システム関連 > 介護情報基盤 > 「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書（第2.0版）」について

高齢・介護 トップ

掲載日：2025/07/16 更新日：2025/07/16

事務連絡 [厚生労働省事務連絡](#)

本書	介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書_2.0版	PDFダウンロード
変更履歴	介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書 新旧対照表	PDFダウンロード
別冊	介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書_2.0版（初期セットアップ編）	PDFダウンロード

（掲載先）WAMNET「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書（第2.0版）」について



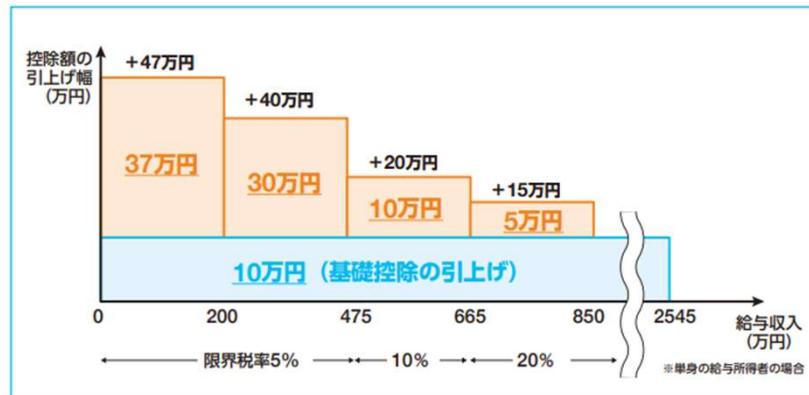
（参考）周知広報素材：介護情報基盤ポータル

3. 検討論点2の概要について

○ 検討論点2「令和7年度税制改正大綱に伴う対応」として、令和6年12月27日に閣議決定した「給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)」等により、所得要件等の見直しを検討されており、今後の制度所管担当課における検討結果を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

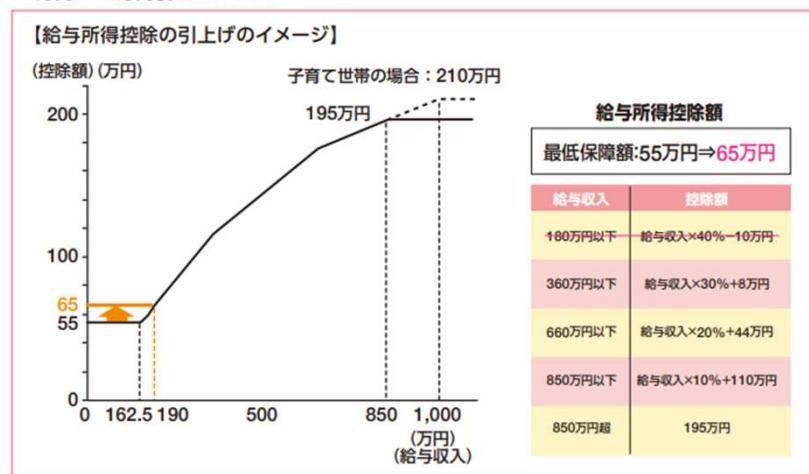
① 基礎控除

- 物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げて最高58万円にしたうえで、低~中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行います。



② 給与所得控除

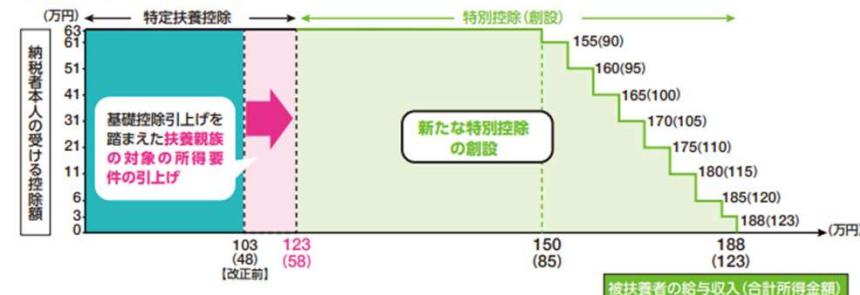
- 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げます。



③ 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

- 現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入します。
- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）とします。

【新たな控除のイメージ】



(※) 上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ(+10万円)適用後の金額である([改正前]の部分を除く)。

【出典】財務省「令和7年度税制改正」(令和7年3月発行)より

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei25.html

現在検討中のため、見直しが決まりましたら、改定が必要な場合は、対応内容と標準仕様書の改定案を展開いたします。

4. 検討論点3の概要について

- 検討論点3「高額合算自動償還への対応」として、事務内容、国保連合会との連携に関するインターフェース仕様等の変更等を踏まえ、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

5. 6月WT後の高額合算自動償還への対応

再掲：令和7年8月8日介護保険システム等標準化検討会（第2回）「資料3_標準仕様書第5.0版案の対応概要」より

- 検討論点4「高額合算自動償還への対応」として、以下のとおり、帳票レイアウトを見直しました。

検討論点	第5.0版案の概要
<p>＜令和6年度下期 継続検討事項：高額合算自動償還への対応＞ 帳票「高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に「意思確認」の欄が追加される見込みとされるため、提示された参考様式を確認し、必要に応じて「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」の帳票詳細要件および帳票レイアウトを見直す。 また、帳票項目や国保連合会とのインターフェース仕様の変更内容により、必要に応じて、機能要件の管理項目の見直しを行い、見直し内容によってデータ要件(基本データリスト)や連携要件(機能別連携仕様)の見直しを調整する。</p>	<p>下記帳票に、支給申請の簡素化を確認するチェック欄を追加しました。 ＜対象帳票＞ 帳票レイアウト_8.給付管理 帳票ID 0230187 給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書</p>

＜修正箇所＞ 帳票ID 0230187「44.高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」

様式番号	高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書						(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号
申請対象年度	年度	申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ	中略		
<p><input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。 ※給付金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。」にチェック(✓)してください。 <input type="checkbox"/> 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請簡素化を希望します。 今後、高額医療合算介護(予防)サービス費に該当した場合、支給申請は不要となります。(ただし、世帯構成などに変更があった場合はその限りではありません。)</p>								

支給申請の簡素化に関するチェック欄を追加

第5.0版案の対応としては、医療保険側で作成された帳票を参考に「高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」のレイアウトを見直しました。

支給申請の簡素化に関する参考様式や事務内容、国保連合会との連携に関するインターフェース仕様等に関する詳細は検討中のため、今後、事務連絡等にて提示される予定となっています。提示された内容を確認した上で、標準仕様書の更なる見直しが必要な場合は次回改定等で見直しを行います。

なお、インターフェース仕様の変更による介護保険システムへの影響は帳票レイアウト以外にも発生する見込みです。